

## 秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市河辺神内字鳥井長根、堂坂および沢見の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和6年12月4日から同月23日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 秋田市河辺市民サービスセンター 地籍調査室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に秋田市長に対し、訂正の申出をすることができる。  
なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、令和5年11月測量、簿冊は令和6年11月8日現在の状況により調査して作成されたものである。